

延長保育料について

【 標準時間 】 月～金曜日

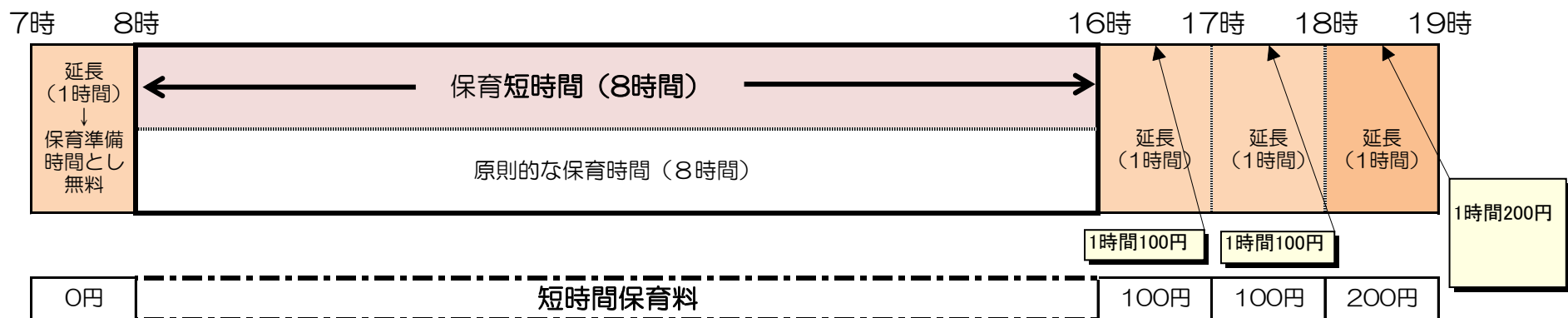
土曜日（第1・3・5のみ）



※ A (生活保護世帯) 階層については、延長料金は減免あり
B (非課税世帯)

【 短時間 】 月～金曜日

土曜日（第1・3・5のみ）



※ A (生活保護世帯) 階層については、延長料金は減免あり
B (非課税世帯)